

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 推進地域等の指定

1 推進地域の指定

本町をはじめ県内の全市町村が南海トラフ法第3条第1項の規定に基づき「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定（平成26年4月1日現在）されている。

2 特別強化地域の指定

本町をはじめ県内の19市町が南海トラフ法第10条第1項の規定に基づき「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定（平成26年4月1日現在）されている。

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第4章第1節「防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱」及び同第2節「処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第4節 推進計画に定めのない対策

この計画に定めのない予防対策及び災害応急対策については、由良町地域防災計画の定めによるものとする。

第2章 南海トラフ巨大地震（M9クラス）の被害の特性

南海トラフで発生する地震に関しては、起こり得る最大（M9）クラスの地震を想定した対策を講じることとする。地震及び被害の特性は、次のとおりである。

1 地震の特性

南海トラフの各所ではこれまで、東海地震、東南海地震、南海地震などのM8クラスの巨大地震が約100年から200年ごとに発生しており、その発生間隔にはばらつきがあり、震源域の広がり方には多様性があることが知られている。

また、南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生するおそれがある。

2 広域的な被害

最大（M9）クラスの地震・津波が発生すると、東海から九州にかけて広域的な被害の発生が想定され、特に太平洋沿岸地域では、甚大な津波被害が生じることが予想される。

このような状況から、県外からの早期の応援は必ずしも期待できない。

(1) 揺れによる被害

南海トラフ巨大地震の場合は、町全域が想定震度6強以上の激震域になると予測され、揺れによる建物・人的被害の発生が想定される。

(2) 津波による被害

沿岸部及び由良川の河口部を中心に、津波による浸水被害が想定される。

(3) 堤防等の機能損傷

揺れや液状化により、堤防の損壊又は水門、防潮扉等の閉鎖不能が生じ、津波浸水被害の拡大が懸念される。

(4) 火災の発生

同時多発火災が発生し、住宅密集地域などで延焼被害が想定される。

(5) 土砂災害の発生

急傾斜地や山腹で崩壊が発生し、家屋被害や道路寸断による孤立集落の発生が想定される。

(6) 交通施設被害

路面の亀裂や陥没、浸水などの被害が生じるほか、建物の倒壊や斜面の崩壊、ガレキの滞留等により道路閉塞が多数発生することが想定される。

(7) 帰宅困難者の発生

帰宅困難者が発生することが想定される。

(8) 災害廃棄物の発生

揺れによる建物や家財の倒壊、大規模な津波等で、災害廃棄物が大量に発生することが想定される。

第3章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。その活動については、第2編第2章第8節「被災者救助に関する計画」に定めるところによる。
- (2) 町は、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救助のため必要な物資等の供給を県に対し要請する。

2 人員の配備

第3編第2章第2節第2項「災害配備体制」に定めるところによる。

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、由良町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

1 県及び防災関係機関等への応援要請

- (1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は、第2編第2章第3節「応援協力等に関する計画」に定めるところによる。
- (2) 町は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。
- (3) 町長は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。
 - ア 派遣を要請する事由
 - イ 派遣を要請する期間
 - ウ 派遣を希望する区域
 - エ その他参考となるべき事項

第3節 帰宅困難者への対応

- 1 町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 町内において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波に関する調査

町は、津波避難を円滑に行うための津波調査（想定される津波波高・到達時間・津波浸水域の調査）の情報をハザードマップ形式に整理し、地域住民の防災意識向上と津波避難場所（津波一時避難場所、指定避難施設）、安全レベルの考え方、避難手順等の周知徹底を図る。

第2節 津波からの防護

町又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止装置を講じておくものとする。

また、上記管理者は、津波発生時迅速な対応が可能となるよう、定期的に施設の点検等施設管理の徹底を行うものとする。

また、町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針及び計画については、第2編第1章第4節第5項「情報通信体制・機器の整備」に定めるところによる。

第3節 津波に関する情報の伝達等

1 情報の収集・伝達

町は地震により、津波等の災害が発生し又は、発生するおそれのあるときは、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。

また、被害の詳細が把握できない状況下にあっても、迅速な災害情報の収集報告に努めるものとする。

情報の収集・伝達並びに地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、第3編第2章第3節「情報通信に関する計画」に定めるほか、次の事項にも配慮する。

- (1) 居住者及び町内に一時滞在する観光客やその他の滞在者に対する伝達
- (2) 要配慮者に対する伝達
- (3) 船舶に対する津波警報等の伝達
- (4) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- (5) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

2 津波警報等の伝達

通信衛星から配信された津波警報等をJ-アラート（全国瞬時警報システム）で受信、24時間放送体制で防災行政無線からの自動放送により地域住民等へ一斉に伝達する。

【J-アラートによる放送内容（津波情報）】

情報	警告音	放送内容
大津波警報 (東日本大震災クラス) ※特別警報	消防サイレン 10秒吹鳴 2秒休止	(警告音+大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。) × 3回 こちらは防災由良町です。 下り4音チャイム
大津波警報 (東日本大震災クラス以外) ※特別警報	消防サイレン 3秒吹鳴 2秒休止 × 3回	(警告音+大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。) × 3回 こちらは防災由良町です。 下り4音チャイム
津波警報	消防サイレン 5秒吹鳴 6秒休止 × 2回	(警告音+津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。) × 3回 こちらは防災由良町です。 下り4音チャイム
津波注意報	消防サイレン 10秒吹鳴 2秒休止	(警告音+津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。) × 3回 こちらは防災由良町です。 下り4音チャイム

※誤報などの場合には、キャンセル放送が流れる。

第4節 避難指示の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、原則として次のとおり。

【避難指示の発令判断基準】

避難指示	津波注意報が発表され、町に大きな被害が発生するおそれがあるとき
	【レベル1 東海・東南海・南海3連動地震による浸水想定区域を参考】
	①強い地震（震度4程度以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき
	②津波警報を覚知したとき
	【レベル2 南海トラフの巨大地震による浸水想定区域を参考】
①震度5弱以上の地震を感知し、町に大きな被害が発生するおそれがあるとき	
②大津波警報（特別警報）を覚知したとき	

第5節 避難対策等

- 1 地震発生時において津波による避難指示の対象となる地区は、下表のとおり。また、避難施設の整備計画については、第2編第1章第4節「防災体制の整備」に定めるところとする。

【避難すべき区域】

対象地区	【レベル1 東海・東南海・南海3連動地震による浸水想定】
	津波浸水想定区域15地区 ※由良町津波ハザードマップ参照 [畑区、中区、門前区及び黒田区を除くすべての地区]
	【レベル2 南海トラフの巨大地震による浸水想定】
	津波浸水想定区域16地区 ※由良町津波ハザードマップ参照 [畑区、中区、門前区一部及び黒田区を除くすべての地区]

なお、町はレベル2の津波にも対応できる緊急避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集集落において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

- 2 町は、1に掲げる地区毎に、津波一時避難場所の位置及び指定避難施設に至る避難経路等についてあらかじめ地区住民と協議し、十分周知を図るものとする。周知方法としては、津波ハザードマップ、町ホームページ等を利用し、周知するものとする。
- 3 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- 4 自主防災組織及び各事業所等は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町の災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入所者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 5 避難広報や避難誘導を行う消防団員（水防団員）、町職員、自主防災組織、民生委員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めておく。
- 誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導するものとする。
- 6 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
- (1) 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。

- (2) 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示が発令されたときは、(1)に掲げる者の津波避難場所（津波一時避難場所、指定避難施設）までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- (3) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 7 外国人、出張者等の地理・地形に不案内な利用者への避難対応が予想される施設の管理者や事業者等は、平常時から地元の自主防災組織等と津波に対する避難誘導等についての協議を行い、情報伝達や避難誘導の手段を定めておくものとする。
- 8 避難所における救護上の留意事項
- (1) 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
- ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
- (2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
 - イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置
- 9 町は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。居住者等への防災知識の普及については、第2編第1章第3節第1項「防災知識の普及啓発」に定めるところによる。
- 10 町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地区の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定するものとする。

第6節 消防機関等の活動

- 1 日高広域消防事務組合消防本部及び消防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
- (1) 正確な津波警報等の収集・伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 自主防災組織及び事業所等への津波避難計画作成等に対する支援
 - (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- 2 水防管理団体である町は、次のような措置をとるものとする。
- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水防資機材の点検、整備、配備

第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、配水管等水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

2 電気

(1) 電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等に必要な電源供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(2) 指定公共機関関西電力送配電株式会社和歌山支社が行う措置は、別に定めるところによる。

3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。なお、災害予防計画については、第3編第1章第6節第2項「電気通信施設等の整備」に定めるところとする。

5 放送

放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。

第8節 交通対策

1 道路

町、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあり交通の安全と施設の保安が必要になった場合又は、災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、御坊警察署と連絡を取り、通行禁止及び交通制限等の規制を行うほか、道路の応急復旧を実施するものとする。

なお、その計画については、第2編第2章第4節「災害現場に関する計画」及び同第5節第3項「交通対策計画」に定めるところによる。

2 海上

(1) 和歌山海上保安部は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強

化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じることとし、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について航路障害物が認められる場合は、応急的な除去作業を行うよう努める。

これらの計画については、第2編第2章第11節第3項「海上災害応急対策計画」に定めるところによる。

- (2) 漁港管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなどの安全確保対策をとるものとする。

3 鉄道

津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等においては、鉄道事業の管理者等については、通行の停止その他運航上必要な措置をとることとする。また、走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

第9節 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入力するための機器の整備
- ク ブロック塀の転倒防止対策

(2) 個別事項

- ア 学校、研修所等にあつては
 - ① 当該学校等が、本町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - ② 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば知的障害者施設等）これらの者に対する保護の措置
- イ 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 本推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第10節 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

日高広域消防事務組合消防本部は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実を図るものとし、消防団の活性化対策の一層の推進を図るものとする。

また、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、必要に応じ県消防学校の教育訓練を受け、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に努め、災害対応能力の強化を図る。

第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達、町の防災体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報伝達は、第3編第2章第3節「情報通信に関する計画」に定めるところによる。

町の防災体制については、第3編第2章第2節「応急対策のための体制整備」に定めるところによる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における 災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3編第2章第3節「情報通信に関する計画」に定めるところによる。

また、災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第3編第2章第2節「応急対策のための体制整備」に定めるところによる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第3編第2章第3節「情報通信に関する計画」に定めるところによる。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達

町の災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報収集は、第3編第2章第3節「情報通信に関する計画」に定めるところによる。

町の災害対策本部等からの指示事項等の伝達は、第3編第2章第2節「応急対策のための体制整備」に定めるところによる。

4 災害応急対策をとるべき期間

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後

に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。) に対して警戒する措置をとるものとする。

町の災害対策本部等からの指示事項等の伝達は、第3編第2章第2節「応急対策のための体制整備」に定めるところによる。

5 避難対策

(1) 事前避難対象地域

国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、あらかじめ定めた地域(以下「事前避難対象地域」という。)並びに全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、あらかじめ定めた地域(以下「住民事前避難対象地域」という。本町に該当なし。)及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域(以下「高齢者等事前避難対象地域」という。)について、下表のとおり定める。

【事前に避難すべき区域】

対象地区	【事前避難対象地域】
	津波浸水想定区域15地区 ※由良町津波ハザードマップ参照 [畑区、中区、門前区、黒田区を除くすべての地区]
	【高齢者等事前避難対象地域】
	津波浸水想定区域15地区 ※由良町津波ハザードマップ参照 [畑区、中区、門前区、黒田区を除くすべての地区]

※住民事前避難対象地域は、本町に該当なし。

(2) 避難計画

後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る避難計画は、第3編第2章第7節「避難計画」に定めるところによる。

国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、町の避難情報(高齢者等避難等を発令)に従い、避難場所等から知人宅や指定された避難施設へ避難するものとする。指定避難施設の場所、避難の経路及び方法については、別に定めるものとする。

なお、町が発令する避難指示等の基準は、第3編第2章第7節第1項「避難指示等」に定めるところによる。

町は、第3編第2章第3節第5項「災害広報及び広聴計画」の定めるところにより、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等(要配慮者等除く)及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(3) 避難所の運営

避難所の開設や収容保護等については、第3編第2章第7節「避難計画」に定めるところによる。

6 消防機関等の活動

(1) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難経路の確保

(2) 県は、町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

ア 報道機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、地域住民等の円滑な避難に必要な情報提供を行うこと。

イ 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

(3) 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に次のような措置をとるものとする。

ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

ウ 水防資機材の点検、整備、配備

7 警備対策

県警察等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業の管理者等は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

ア 電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

イ 指定公共機関関西電力送配電株式会社和歌山支社がとる体制は、別に定めるところによる。

(3) ガス

ア ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

イ ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のため

の所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信

電気通信事業者がとる体制及び行う措置は、別に定めるところによる。

(5) 放送

ア 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であるため、正確かつ迅速な報道に努めることとする。

イ 放送事業者は、県、市町村、防災関係機関と協力して、交通に関する情報、避難所に関する情報、住民の円滑な避難に必要な情報提供等に努めるよう留意する。

ウ 指定公共機関日本放送協会和歌山放送局がとる体制は、別に定めるところによる。

エ 指定地方公共機関株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送テレビ株式会社、関西テレビ放送株式会社、読売テレビ放送株式会社がとる体制は、別に定めるところによる。

9 交通

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

ウ 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、その周知方法は、第3編第2章第3節「情報通信に関する計画」に定めるところによる。

(2) 海上

ア 和歌山海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に行うものとする。

イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し行うものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとし、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

10 町が管理する道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理

上の措置は、おおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

第5編第4章第9節「町が自ら管理等を行う施設等に関する対策」に定めるところによる。

イ 個別事項

① 学校等にあつては、次に掲げる事項

a 児童生徒等に対する保護の方法

b 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

② 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

a 利用者等の保護等の方法

b 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 道路、河川、海岸等

ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

(3) 工事中の建築物等に対する措置

施設管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

11 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を別に定めるものとする。

県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、町が実施する活動との連携体制等の措置を別に定める。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、町の防災体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3編第2章第3節「情報通信に関する計画」に定めるところによる。

また、町の防災体制については、第3編第2章第2節「応急対策のための体制整備」に定めるところによる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第3編第2章第3節「情報通信に関する計画」に定めるところによる。

3 災害応急対策をとるべき期間

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 町のとるべき措置

町は、第3編第2章第3節第5項「災害広報及び広聴計画」の定めるところにより、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 津波防護施設
- 6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
- 7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- 8 通信施設の整備
 - (1) 町防災行政無線
 - (2) その他の防災機関等の無線

第7章 防災訓練計画

東南海・南海地震の影響が広域にわたることに配慮し、国、県、他市町村及び防災関係機関等との連携を図ることに努める。

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、南海トラフ地震臨時情報や、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報や、津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生状況、避難指示（緊急）、各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
 - (5) 水門、防潮扉等の閉鎖訓練

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行うものとする。防災教育の内容は、次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報の発表や、南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報の発表や、南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難すべき区域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難所、津波一時避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (11) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における対策等の内容

3 相談窓口の設置

県及び町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第9章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

1 基本方針

町は、避難すべき区域（津波による浸水が想定される区域）の地域住民等を安全な場所に避難させるために必要な事業を、津波避難場所や避難路等の整備、防災拠点施設の整備など緊急に実施すべき短期事業と道路改良や橋梁等の耐震化整備事業などの中期的な事業、さらに木造密集集落の区画整理事業などの長期的な事業に分けて目標を定め、事業実施を推進していくものとする。

2 事業目標

第4章第5節1で示された津波避難の対象地区ごとに実施すべき事業内容と目標達成期間については、「由良町津波避難対策緊急事業計画」に定めるところによる。